

# 山梨県大規模小売店舗立地に係る交通流動予測運用方針

平成 25 年 4 月 1 日  
産業労働部産業政策課

## 1 趣旨

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示 16 号。以下「経済産業省指針」という。）二-1. - (1) 及び山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱第 16 条において規定する、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合の設置者における立地後の交通流動予測の必要性について、山梨県（以下「県」という。）の運用方針を定めるものである。

## 2 目的

大規模小売店舗の立地に伴い、新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に与える影響について調査し、適切な対応策の検討を行うため、動的解析による交通流動予測（以下「交通シミュレーション」という。）について必要な事項を定め、もって店舗周辺地域の住民等の生活環境を保持することを目的とする。

## 3 予測の実施

### (1) 対象店舗

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定による届出における来店自動車台数及び来店自動車の方向別台数算出のための圏域設定に着目し、本県における大規模小売店舗の立地が周辺生活環境に与える影響に鑑みると、店舗面積が 10,000 平方メートル以上の店舗は、それ未満の店舗に比して一段の違いが認められたため、交通シミュレーションの適用対象とする。

### (2) 実施方法

ア 法の規定により届出を行う者（以下「設置者」という。）は交通シミュレーションを行うに当たり、計画、実施、評価の各段階で県と協議し、その範囲、調査方法、予測手法等について、県の指示により決定するものとする。

イ 設置者は、次の手順により交通シミュレーションを実施し、予測結果を法の規定による届出書類として県に提出するものとする。

ウ その他県が必要と認める場合には、設置者は県に協議を行うものとする。

#### ① 交通シミュレーション実施計画の決定

対象範囲、現況交通量、道路状況、ピーク時における方向別自動車来台数の設

定、適用基準（経済産業省指針、国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」等）、使用するシミュレータの種類（原則として社団法人交通工学研究会ホームページ掲載のものに限る。）等を県に協議の上計画を策定する。

② 計測実施後の現況再現等の決定

現況再現性、予測方法等について、県に協議の上内容を決定する。

③ 予測結果の評価・提出

平均旅行速度、混雑状況等の予測結果について、県に協議の上内容を評価し、当該予測結果を県に提出する。なお、平均旅行速度が著しく低下するなど予測結果が周辺道路における交通に著しい影響を与えることが予測された場合は、影響の緩和に必要な対策を交通シミュレーションにより検証し、その結果を県に提出する。

4 対策

交通シミュレーションの結果、周辺道路における交通に著しい影響を与えることが予測される場合は、設置者は県と協議の上、店舗周辺の生活環境保持のための所要の対策を講ずるとともに、当該対策の内容を県に報告するものとする。

5 適用期日

本方針は、平成25年4月1日から適用する。

本方針は、平成30年2月16日から適用する。